

## 令和元年度第1回沖縄県国民健康保険運営協議会 議事録

- 1 日 時 令和元年11月21日(木) 14:00～15:30
- 2 場 所 県庁5階子ども生活福祉部会議室
- 3 出席者 8名(委員11名中)
- 4 次 第
  - (1) 開 会
  - (2) 保健医療部長あいさつ
  - (3) 議 事  
沖縄県国民健康保険運営協議会運営要綱の一部改正について
  - (4) 報 告
    - ア 平成30年度国民健康保険特別会計決算(概要)報告
    - イ 沖縄県国民健康保険運営方針に基づく平成30年度PDCA実施結果
  - (5) 令和2年度国民健康保険事業費納付金等の算定方法について(諮問)
  - (6) 閉 会
- 5 内 容

### 議事 沖縄県国民健康保険運営協議会運営要綱の一部改正について

【事務局】資料1に沿って説明

【会長】事務局からの説明について、御質問、御意見はあるか。

【会長】特に御質問、御意見がないので、原案のとおり承認ということでよいか。

(「異議なし」の声あり)

### 報告事項ア 平成30年度国民健康保険特別会計決算(概要)報告

【事務局】資料2及び資料2-2に沿って説明

【会長】事務局からの説明について、御質問、御意見はあるか。

【被保険者代表】4億円の基金取り崩しについて、もう少しわかりやすく説明してほしい。

【事務局】納付金は、市町村の保険料決定に影響するため、その算定基礎を過去の実績などを用いて推計し、年度当初に決定している。この497億円というのは、年度当初で決定しているため、医療費や公費の実績による差が出てくる。4億円の基金取り崩しは、納付金の精算と考えていただくとわかりやすいかと思う。本来、4億円プラスで納付金とすべきだったが、年度当初の見込みにずれが生じたということ。

**【被保険者代表】** 市町村との精算 12 億円というのは、各市町村ごとに計算して県へ返還するのか。

**【事務局】** これも年度末ぎりぎりまで精算作業を行うが、どうしても 1～2 か月、集計が間に合わない部分があり、ずれが生じる。市町村へなるべく負担が出ないように概算払いで支払いしているが、若干多めに支払いしているところもあり、どうしても翌年度に精算となる。

前年度を見ていただくと、29 年度の国庫返還 27 億円と同じような形で、今年度も国庫返還 29 億円があり、そのうち県から市町村に交付した普通交付金の返還について 12 億円ある。

**【公益代表】** 財政安定化基金の残高が 29 億円とあるが、今回 4 億円取り崩した場合、補充できる仕組みになっているのか。

**【事務局】** 翌々年度以降の納付金に上乘せすることになる。2 年後以降に納付金を 4 億円上乘せし、基金へ戻すという形になる。

4 億円を一回で納付金に上乘せするか、3 回に分けて上乘せするかは、市町村と協議しているところである。

**【被用者保険代表】** 29 年度の決算は、市町村のものを合算したということで、収入 2,270 億円、支出 2,275 億円とあり、資料 2-2 の右側で県の特別会計を設定した場合は、単純には前年度との比較はできないということでしょうか。

事業規模を図る場合には、市町村の数字と県の特別会計を合算した数字で見ればよいのか。

**【事務局】** 合算して見るということではなく、資料 2-2 左側の 29 年度であれば 41 市町村それぞれ特別会計を持っており、その 41 市町村の数字を足し合わせた姿でできている。

資料 2-2 右側の県の特別会計は一つであるが、これは概念図であり、数字は 41 市町村合算しているが、イメージとしては、県の特別会計との間で 41 市町村特別会計とのやりとりが実際にはある。

それぞれの市町村からすると県に支払うものがあり、県は歳入として市町村から受け入れるものがある。その数字が一致して、やりとりしている形(図)になっている。

**【被用者保険代表】** 金額を合算しても意味はないということか。

**【事務局】** はい。見るものとしては、県の特別会計は 41 市町村分の調整をするための一つの財布のようなイメージである。それぞれ市町村が国庫を請求したり、支払基金に後期高齢者支援金を支払ったり、介護保険料も一緒に徴収してそこから支払っている。県の特別会計の一つの財布の中でそのやりとりをして、市町村はその給付に必要なものについて、全額県

のほうから支払いがある。

ただし、納付金については、約束した以上の金額は、年度中は徴収しない。その運営については、財政安定化基金で調整を行う。その年度、県の特別会計で資金不足がある場合は、この財政安定化基金を取り崩して調整する。ただし、公費など確定した残りの部分が本来保険料で集めるべき部分は、後年度、その年の納付金にプラスして納めてくださいという年度間の調整の仕組みになっている。

それで見ると場合には、県の特別会計の規模としては1,500億円、市町村全体の特別会計の規模としては1,800億円と別々として見る形になる。

**【被用者保険代表】** その場合に実際の収支差は29年度はマイナス68億円。30年度は実質の収支差は4億円と考えてよいか。

**【事務局】** 29年度の68億円分の赤字に対して、30年度の市町村の赤字については、計算の途中であるが、(資料2-2右側に)市町村の一般会計繰入金が220億円ある。このうち、法定外繰入が55億円あるので、だいたい55億円ほどが実質的な赤字となるのではないかと考えている。

**【被用者保険代表】** 前年度より改善したとみてよいか。

**【事務局】** 昨年度から公費が1,700億円投入されており、一定程度の効果はあるとみている。

**【公益代表】** 国保事業費納付金の497億円について、どこを足すと497億円になるか。

**【事務局】** 納付金497億円が保険料の289億円と差があるので、そこはどうなっているのかという御質問かと思う。

市町村でも納付金の保険料を集める時に、保険料だけではなく、色々な要因で集められない場合があるため、そういったものを埋める制度がある。

例えば、一般会計の法定内繰入のうち、保険基盤安定等119億円という数字がある。この内訳が低所得者数に応じて保険料額の一定割合を公費で支援する制度で33億円、低所得者の保険料軽減に対し公費で支援する制度で63億円、保険者の責めにできない理由に対する公費で23億円、ということに合わせて119億円あり、これが法定内繰入ということでオンするのが一つ。

それから「特交」という94億円があるが、その中に保険料の足りなかった分を埋めるということで、画一的な方法で測定できない災害などを考慮して措置する特別調整交付金がある。

また、県の一般会計からの繰入金など、色んな支援があり、その中で埋めていくというのが基本的な考え方になる。

**【被保険者代表】** 単純な質問だが、資料2-2の市町村の右と左の図式について、保険給付費が直接被保険者にいく図式になっているが、国保連合会を通して支払うシステムではないの

か。

**【事務局】** これは概念図であり、最終的には被保険者の保険給付にいく、という意味である。実際には、国保連合会や医療機関が入り、療養費を除けば直接被保険者にいくわけではない。

報告事項イ 沖縄県国民健康保険運営方針に基づく平成30年度PDCA実施結果について

**【事務局】** 資料3に沿って説明

**【被保険者代表】** 資料3の7頁(6)の資格の適用適正化について「③35市町村が居所不明被保険者に係る取扱要領を策定している。」とあるが、この居所不明被保険者について最終的には住所の職権による消去にまで繋がる。県内41市町村のうち、6市町村が取扱要領を策定していないということについて、県はどのように考えているか。

**【事務局】** 居所不明被保険者に係る取扱要領について、県としては毎年実施している市町村に対する指導監督の中で策定しているかどうか確認している。策定していない場合は、適正に被保険者の資格管理ができるよう取扱要領を策定してくださいと指導しているが、小規模市町村において、なかなか手がつけられないという現状がある。県としては、取扱要領の雛形を提供するなどし、策定するよう指導しているところである。

**【被保険者代表】** ルールを策定していないということは、そういう業務を行っていないということと考えてよいのか。それとも、取扱要領なしでやっているということか。

**【事務局】** 実際に全く行っていないという訳ではなく、市町村によっては要領自体はなくても、住民基本台帳の担当課あるいは担当者と連携して、確認を行っているという状況がある。

**【被保険者代表】** これは一部の人達を排除していくということに繋がりがねないので、国民皆保険制度の趣旨に抵触、逆行するような部分を秘めている。

分母が下がるので収納率の向上には繋がると思うが、反面、対局としてそういう危険性を持っていますので、ルールなしというのはいかかなものかと思うので、ぜひとも県としても積極的に指導なり対応をお願いしたい。

**【事務局】** 御意見ありがとうございます。今後も指導監督において、市町村へ策定するよう指導を徹底していきたい。

**【公益代表】** 3点ほどお伺いしたい。

1点目は、資料3の3頁「2 主なアウトカム指標の状況」に記載のある「県全体」と

は、市町村も含めて県全体ということか。評価の一行目に「赤字額の削減が進んでいる」という評価があるが、市町村では財政調整基金をかなり削って、県へ拠出していると思う。市町村の財政状況はひっ迫している面はないのか。そこは赤字額の削減というだけで評価していいのかという話の一つ。

2点目は、8頁にあるレセプト点検の一人当たり効果額とはどういうものか。算出の方法などを教えてほしい。

3点目は、保険者努力支援制度は全国で総額が決まっており、優秀な市町村へ配分され、お金を取り合うという形になる制度だと思うが、沖縄県は全国でどの位のところなのか。優秀なのか、課題があったのかお伺いしたい。

**【事務局】** 1点目の御質問の「赤字の削減が進んでいる」という評価について、県及び市町村全体の財政状況を含めた形になるので、国保が良くなっていけば全体も良くなるという形になっている。たしかに一般会計からの法定外繰入などで埋めている部分もあり、これは市町村の判断で行われている。個々の市町村によって状況は変わると思うが、そういったものを含めて財政当局としっかり相談の上で進めて下さいと指導助言させていただいている。

**【事務局】** 2点目の御質問の「レセプト点検の一人当たり効果額」については、お手元の冊子「沖縄県国民健康保険運営方針」49頁を御覧いただきたい。

表6-1 レセプト点検の状況の下の注意書きのところで説明している。通常、レセプト点検は、まず国保の被保険者の資格があるかということで資格点検と、診療内容などのレセプトの内容について点検するものと大きく2つの点検に分かれる。

ここでいう財政効果額は、内容点検による過誤調整額を被保険者数で割った額とするとしている。財政効果率のほうは、財政効果額を国保連合会からの診療報酬明細書の保険者負担の総額で除した額ということで明記している。

**【事務局】** 3点目の御質問の保険者努力支援制度について、平成31年度の保険者努力支援制度の交付額は、市町村分が約8億円交付されており、全国500億円のうち約1.5%となっている。県分は、全国500億円のうち、約6億円、約1.2%であり、県分と市町村分を合計すると約14億円が沖縄県に交付されている。

正確な順位等は今、持ち合わせていないが、だいたい全国中位くらいの順位だったと記憶している。

**【被用者保険代表】** 資料3の3頁の赤字額約83億円というのは、先ほどの資料2-2の決算の説明では、その数字はどこを足したら83億円が出てくるのか。

**【事務局】** こちらは、資料3-2の1頁を御覧下さい。中段に「取組に関するアウトカム指標」を

載せている。この中で、評価基準として「赤字の削減・解消が進捗しているか」という評価基準の右側に指標がある。そのうち「(1)県全体の赤字額」が30年度8,278,774千円を83億円ということで記載している。

この内訳が下段にあり、赤字額は2つで構成されている。2段目「うち、決算補填等目的の一般会計繰入金の合計額」は、一般会計から繰入して赤字額を埋め合わせたものであるが、それが48億円である。その下の段「繰上充用金」が34億円あり、これを合算して、83億円としている。

**【保険医・保険薬剤師等代表】** 資料3の10頁(3)頻回受診・重複服薬について。このお薬手帳の普及に取り組んでいる市町村が7市町村に留まっているということだが、薬剤師会でもお薬手帳の持参など進めている。この7市町村では、具体的にどのような対策をしているかご存じでしたら教えていただきたい。

**【事務局】** 回答のあった7市町村の取組について、主に窓口のパンフレットなどでお薬手帳を持参しましょうという案内をしているという内容であった。県としては、そういう広報について被保険者に対して働きかけができればと考えているが、今後のPDCAの結果を踏まえて、市町村と今後どういった内容で進めていくかという協議の中で議論していきたい。

**【諮問書の手交】**

「令和2年度国民健康保険事業費納付金等の算定方法」について、砂川保健医療部長から会長へ諮問書の手交

**【会長】** ただいま諮問いただいた、「令和2年度国民健康保険事業費納付金等の算定方法」に関する会議及び資料の取扱いについて、事務局より説明いただきたい。

「令和2年度国民健康保険事業費納付金等の算定方法について」の会議及び資料の取扱いについて

**【事務局】** 納付金については、県と市町村の過去の実績などから推計を行い算定している。その中で公費の部分については、国からの係数を基に算定を行うが、この係数が現在、仮の数値になっている。これは、12月の閣議決定及びその後の国の国庫予算内示の後、正式な係数が示されるので、現在では未確定の仮の数字で結果を出している。

そのため、資料4-3の公表については、「沖縄県国民健康保険運営協議会運営要綱」第4条第2項第1号に基づき、一時的に非開示とし、支障が無くなった際に開示とさせていただきます。

**【会長】** 沖縄県国民健康保険運営協議会運営要綱第4条第2項第1号の規定に基づき、会議及び会議資料の一部について、一時的に非公開の取扱いとし、支障が無くなった後、会議

資料、会議録等を公開する取扱いとしたいと思うがよいか。

(「異議なし」の声あり)

**【会長】** それでは、資料 4-3 については一時非公開とする。引き続き令和 2 年度国民健康保険事業費等納付金の算定方法について、事務局より説明いただきたい。

**諮問事項 令和 2 年度国民健康保険事業費等納付金の算定方法について**

**【事務局】** 資料 4、資料 4-2 及び資料 4-3 に沿って説明

**【会長】** いまの事務局からの説明について、御質問、御意見はあるか。

**【保険医・保険薬剤師等代表】** 激変緩和は、いつまでなのか。

**【事務局】** 激変緩和の財源として与えられている公費の中に「特例基金」というのがあるが、そこでは令和 5 年度までとなっており、そこが一つの目処になる。

**【会長】** その他、御質問等がないようなので、次に進める。

本日諮問を受けた「令和 2 年度国民健康保険事業費等納付金の算定方法」については、諮問の内容のとおり、適当と認める旨、本協議会の答申として提出させていただくということによいか。

**【会長】** 特に異議がないようなので、適当と認める旨、答申として知事あて提出したいと思う。なお、11 月 25 日に私から答申書の手交を行う予定である。

それでは、本日の議事について審議はすべて終了したので、進行を事務局へ引き継ぐ。

**【事務局】**

本日は御多忙中のところ、御出席、御意見をくださり感謝申し上げます。

本日は、これにて終了する。

なお、第 2 回の沖縄県国民健康保険運営協議会は、1 月 30 日(木)午後を予定しており、詳細な日程については、後日、連絡させていただく。